

平成22年度政府予算に計上された戦没者遺族の処遇改善項目

◎ 恩給法関係

1. 基本額

21年度と同額（据え置き）

2. 遺族加算

21年度と同額（据え置き）

(1) 公務扶助料

	現	行	平成22年4月より
基本額	1,814,000円	→	1,814,000円
遺族加算額	152,800円	→	152,800円
支給額	1,966,800円	→	1,966,800円
	(月額163,900円)		(月額163,900円)

(2) 特例扶助料

	現	行	平成22年4月より
基本額	1,420,700円	→	1,420,700円
遺族加算額	152,800円	→	152,800円
支給額	1,573,500円	→	1,573,500円
	(月額131,120円)		(月額131,120円)

3. 扶養加給

21年度と同額の年額 72,000円

◎ 厚生労働省関係

1. 遺族年金等（別表のとおり）

2. 戦没者遺骨収集・慰霊巡拝関係

(1) 遺骨収集関連事業 6億1,400万円（11地域）

（うち、海外未送還遺骨情報収集事業 1億1,900万円）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島
- ④インドネシア ⑤アッツ島 ⑥パラオ ⑦インド ⑧沖縄・硫黄島
- ⑨ハバロフスク地方 ⑩沿海地方 ⑪モンゴル

(2) 慰霊巡拝関係 8,400万円（12地域）

- ①フィリピン ②インドネシア ③マリアナ諸島 ④東部ニューギニア
- ⑤ギルバート諸島 ⑥ミャンマー ⑦中国 ⑧硫黄島
- ⑨ハバロフスク地方 ⑩イルクーツク州 ⑪ザバイカル地方
- ⑫アムール州

(3) 慰霊碑の補修等 7,700万円

・補修工事（3か所）

- ①南太平洋戦没者の碑（パプア・ニューギニア ラバウル）
- ②第二次世界大戦慰霊碑（インドネシア ビアク島）
- ③日本人死亡者慰霊碑（ロシア連邦 ハバロフスク）

・補修調査（1か所）

- ①西太平洋戦没者の碑（パラオ諸島 ペリリュー島）

(4) 遺骨・遺留品の伝達 2,300万円

(5) 戦没者遺骨に係るDNA鑑定 7,400万円

3. 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

3億3,400万円 14地域 900人

(内、①洋上慰霊経費 1億5,400万円

②民間建立慰霊碑等整理事業 1,900万円)

4. 昭和館の運営費

4億4,300万円

5. 全国戦没者追悼式挙行経費

1億3,200万円

(1県あたり国費参列者50人の2,350人)

6. 戦没者遺族相談員の謝金

1人当たり年額 25,100円

公務扶助料等年額一覽表

平成21年12月作成(単位:円)

種 類	現 在 額	平成22年4月より	(月 額)	対 象 遺 族
公務扶助料	1,966,800 (163,900)	1,966,800	(163,900)	軍人(少佐まで同額)
特例扶助料	1,573,500 (131,120)	1,573,500	(131,120)	軍人(少将まで同額)
扶養加給	72,000	72,000	(6,000)	軍人
先順位遺族年金	1,966,800 (163,900)	1,966,800	(163,900)	軍属、一部軍人
同遺族給与金	1,966,800 (163,900)	1,966,800	(163,900)	準軍属
同特例遺族年金	1,573,500 (131,120)	1,573,500	(131,120)	軍属、一部軍人
同特例遺族給与金	1,573,500 (131,120)	1,573,500	(131,120)	準軍属
後順位遺族年金	72,000	72,000	(6,000)	軍属、一部軍人
同遺族給与金	72,000	72,000	(6,000)	準軍属
同特例遺族年金	56,400	56,400	(4,700)	軍属、一部軍人
同特例遺族給与金	56,400	56,400	(4,700)	準軍属
他に公扶受給者のある年金	193,200	193,200	(16,100)	軍人
特設年金	440,250	平成22年10月より 456,400	平成22年 9月迄(36,680) 平成22年10月～(38,030)	軍人、軍属、準軍属
特例特設年金	318,850	平成22年10月より 335,000	平成22年 9月迄(26,570) 平成22年10月～(27,910)	同 上
対馬丸特別支出金	1件・年額 1,376,760	1件・年額 1,376,760	1件・月額(114,730)	遭難学童

(注)上記の年額表は、日本遺族会事務局による試算で、多少異動することもあるので、ご了承下さい。